

2024年度 事業計画

1. 不動産情報交換事業（公益目的事業）

（1）不動産情報交換システム（レインズ）の運営

- ①レインズを円滑に運営し、会員から宅地または建物に関する情報の登録を受け、他の会員に対して当該情報の提供を行う。
- ②レインズについて、会員告知およびサブセンターへの情報提供を行う。
- ③会員の利便性向上および法令改正等に対応したシステム改訂等の必要な措置を講じる。
- ④システムのより効果的な運営のため、より広範で合理的なデータベースの活用に向けた検討・検証を行う。
- ⑤コールセンターの運営を通し、会員のレインズ利用に関するサポートを行う。

（2）レインズの運営

- ①全国4機構において共同利用しているレインズについて、当機構が運営主体となり、円滑かつ安全な運営を確保するため、システムの監視を行う。
- ②レインズの整備・改善等、共同利用システムの運営全般について、「全国指定流通機構連絡協議会運営委員会」を中心として必要な協議・検討を実施する。

（3）レインズ利用の適正化

- ①国土交通省、他機構および関係団体と密接な連携を図り、レインズの適正利用推進のために必要な規程・ガイドライン等の改正およびシステム改善を行う。
- ②会員向けIP型ホームページを活用し、レインズ利用の適正化のための会員告知や不正利用の未然防止のため事例の掲載等指導を行う。
- ③レインズ利用の適正化のため、登録物件の名寄せによる情報精度向上の施策の検討等、各機能の利用状況の評価・検証を実施するとともに、サブセンターと協力し必要なシステムの改善および会員に対する指導等を行う。

(4) システム利用料制度の運用管理

- ①物件検索等へのシステム利用料について、会員の利用実績を機能別に集計し、請求・納付状況の運用管理および必要な対応を適正に実施する。
- ②機構財政基盤の確立を目的に導入した制度として、機構運営上の経常費用に充当することとしており、運用状況の評価・検証を実施し必要な制度変更や改善を行う。

(5) 会員および消費者への情報提供

- ①会員向けIP型ホームページを活用し、機構の事業活動の実施状況および予定等の周知、その他会員の実務に資する情報・資料の提供を行う。
- ②当機構ホームページ「REINS TOWER」に媒介契約制度や指定流通機構制度全般および当機構の組織・運営状況等を掲載し、消費者および会員への啓発宣伝を行うとともに、掲載内容の充実化を図る。

(6) その他

- ①「規制改革実施計画」（2020年7月17日閣議決定）を踏まえ、国土交通省等と協力し、レインズにおける不動産流通市場の活性化、運用ルールの徹底等のための施策について、検討および必要な対応を行う。
- ②国土交通省からの委託による不動産取引情報提供システム「レインズマーケットインフォメーション」への成約情報の提供、運用管理の実施等、行政機関、関係団体と密接な連携を図り、不動産取引の円滑化を図る。

2. 消費者相談事業（公益目的事業）

消費者からの、媒介契約制度や指定流通機構制度全般およびレインズの利用等に関する各種相談等に即応するために設置された「消費者相談室」の運営を行う。

3. 不動産流通市場および流通機構制度に関する調査・研究・公表（公益目的事業）

(1) 不動産流通市場に関わる統計資料等の作成・公表

- ①中古マンション・戸建住宅・土地の成約・新規登録状況等について月次・四半期・年ごとに集計した「月例速報・季報・年報マーケットウオッチ」、賃貸物件の成約状況を集計した「賃貸取引動向」のほか市場動向を分析した「REINS TOPIC」等の統計資料を作成する。

②作成した統計資料等について、当機構ホームページ「REINS TOWER」への掲載や報道機関等へのリリースによる公表を行うことで、消費者および会員等の不動産市場に対する理解の促進と適正な相場観の把握に寄与する。

(2) 不動産取引情報等の提供

会員および消費者の不動産流通市場の動向把握や取引円滑化のため、公的な団体や公的な目的のために調査・研究を行う機関等に対して、機構が保持する不動産取引情報を提供する。

(3) レインズデータ利活用の検討および統計資料の改善・拡充

①レインズが保有するデータの活用方法について検討する。

②機構が作成し、公表している統計資料について会員および消費者が市場動向をより分かり易く把握するための改善・拡充等について検討する。

③4機構によるレインズ共同利用に伴い、機構毎に公開している統計資料の取り扱いを含め、全国レベルでのレインズ保有情報の利活用等について4機構間で検討する。

4. 組織強化の推進

(1) 機構の運営

①専門委員会の開催および協議の実施により、機構の円滑な事業運営を図る。

②事務局職員の採用・育成等、事務局体制の整備を図る。

(2) 4団体（サブセンター）、全国4機構間の連携

①4団体（サブセンター）との連絡会議の開催や機構の円滑な運営を図るため4団体およびその流通担当委員会との連携強化を図る。

②4機構間の連携を図るため、「全国指定流通機構連絡協議会」、事務局会議等の開催により情報交換および協議・検討を実施する。

(3) その他

不動産取引促進に関する制度改革等について、国土交通省、関係官公庁、関係団体と協力し必要に応じてこれに関する協議・提言を行う。

以上